

鹿屋市の学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（鹿屋市教育大綱） の策定方針（案）

1 策定の根拠

地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年4月1日から全ての地方公共団体の長に策定が義務付けられた。

その内容は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき、国が策定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標、施策の根本となる方針を定めることとされている。

**【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（大綱の策定等）**

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 大綱の定義

- (1) 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に資する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策を策定することを求めている。
- (2) 大綱は、国の計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。
- (3) 大綱が対象とする期間は、法に定めはないが、首長の任期が4年であることや国の計画の対象期間が5年であることを鑑み、4年から5年を想定している。

3 大綱の記載事項

- (1) 大綱の記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているが、主に学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、予算や条例等の首長の有する権限に係る事項の目標や根本となる方針が考えられる。
- (2) 大綱には、首長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられる。

4 鹿屋市教育振興基本計画との関係

(1) 鹿屋市は、平成21年度に平成22年度から平成31年度までを計画期間とする教育振興基本計画を定めている。この計画の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることもできる。

首長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

(2) 新たな首長が就任し、新たな大綱を定めた場合、その内容が既存の計画と大きく異なるときには、新たな大綱に即して当該計画を変更することが望ましい。

5 鹿屋市教育大綱の策定方針（案）

(1) 大綱の策定

- ・ 現行の鹿屋市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標を基本として策定すること。
- ・ 対象期間は平成27年度から平成31年度までとすること。

(2) 理由

- ・ 鹿屋市教育振興基本計画は、鹿屋市総合計画に基づき策定されており、基本理念及び基本目標も概ね網羅されていること。
- ・ 現行計画の基本構想最終年度が平成31年度であること。

6 今後の予定

時 期	予 定
平成27年4月1日	○総合教育会議の設置
平成27年5月 12 29日	○平成27年度第1回総合教育会議の開催 【主な議題】 ・ 地教行法の一部を改正する法律の概要について ・ 鹿屋市総合教育会議運営要綱（案）について ・ 鹿屋市教育大綱の策定方針（案）について
平成27年 6 7月	○平成27年度第2回総合教育会議の開催 【想定される議題】 ・ 鹿屋市教育大綱の協議
平成27年 月	○鹿屋市教育大綱の策定及び公表（市長） ○大綱に基づき第2期教育振興基本計画の策定に着手（教育委員会）
平成27年 月	○平成27年度第3回総合教育会議の開催 【想定される議題】 ・ 平成28年度教育費予算について

7 参考 県内19市の状況

大綱の策定方法	市の数
① 新たな大綱を策定する。	2市
② 既存の教育振興基本計画を大綱に代える。	12市
③ 既存の教育振興基本計画の基本理念等を大綱に代える。	2市
④ 総合教育会議で協議する。（鹿屋）	3市

第3章 10年後を見据えた教育の姿（基本構想）

1 基本理念

「21世紀を生きぬく子どもたちに生きる力をはぐくむ」

2 基本目標

- (1) 「知・徳・体を調和的にはぐくむ教育の創造」
- (2) 「創造性と豊かな心をはぐくむ人づくり」



1 基本理念

21世紀を生きぬく子どもたちに生きる力をはぐくむ

生きる力は、変化の激しい21世紀を生きぬく子どもたちが、他人と協調しながら、自立的に社会生活を送っていくために必要な実践力であり、その力の育成は、教育における最重要課題です。そこで、保護者や地域の協力を得ながら、教育活動全体を通して生きる力の育成を目指します。

「教育とは流れる水に文字を書くような儂い仕事である。しかし、それはあたかも、岸壁にノミで刻み付けるほどの真剣さで取り組まなければならない。」とある教育学者は言っています。

子どもたちが生きる21世紀は、人類がかつて経験したことのない先行き不透明な厳しい社会が予測されます。

過去において臨時教育審議会は「教育は未来に生きる人間を育成することを通して未来を創造する最も基本的な人間の営みである」とも述べていますが、このような時代だからこそ、一人一人の人間形成と社会の形成者としての育成を担う教育の役割は、ますます重要になってきます。

I その未来を生きる人間を育成するためには、

- 子どもたちの将来にどのような可能性、危険、問題が待ちかまえているのか。
- その可能性、危険、問題に主体的に挑戦、対応していくためにはどのような能力が求められるのか。
- このような未来が必要とする資質を磨き、能力を向上させるにはどうすればよいか。

などについて深い洞察が不可欠です。

このようなことから

- ① 教育に携わる者は、子どもの未来、日本の未来、世界の未来、人類の未来に対して常に鋭敏な感覚と広い視野をもたなければなりません。
- ② これからの教育は、未来に直面するに際して常に時代を超えて変わらないもの、いわゆる“不易”をしっかりと見つめ続け、人類文化ならびに日本文化の優れた遺産や伝統の維持、継承に努めるとともに、伝統や文化をはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うことが必要であり、不易なるものをしっかりと次世代に受け継がせていかなければなりません。
- ③ 同時に時代とともに変化していくもの、いわゆる“流行”を鋭敏な感覚で受け止め、これに柔軟かつ創造的に対処していかなければなりません。

II また、本市の特色として

- 本市には、教育を大切にする伝統や風土があり、地域全体で子どもたちを育てるという伝統的な地域の教育力があります。
- また、鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家、アジア太平洋農村研修村等の特色ある教育関係機関を有しています。

- さらに、本市は、温暖な気候や豊かな自然環境を生かした営農が展開されるなど、日本有数の食料供給基地としての機能を有しています。
- このようなことから、
- ① 「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、伝統的な地域の教育力を生かし、これからも子どもたちを地域社会全体で守り育てる必要があります。
 - ② 地域の財産である、鹿屋体育大学などの教育関係機関と連携した事業を実施するなど、地域の資源を最大限活用した取組を進める必要があります。
 - ③ 本市の基幹産業である「第一次産業」、日本有数の食料供給基地としての特色を食育(※26)や体験活動における食農教育(※25)に生かす必要があります。

以上の基本的な考え方にに基づき、次の2つの基本目標を掲げ、本市の教育の振興を図ります。

2 基本目標

- (1) 知・徳・体を調和的にはぐくむ教育の創造
- (2) 創造性と豊かな心をはぐくむ人づくり

(1) 知・徳・体を調和的にはぐくむ教育の創造

教育の目的は「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とされています。

また、確かな学力とともに、規範意識や感性の育成などの豊かな心や体力や運動能力など、知・徳・体の調和のとれた教育が求められているところです。

本市の子どもたちの教育においても、心の教育の推進を重点に、確かな学力の向上、心の教育の推進、健康の保持増進、体力・運動能力の向上を大きな柱に据え、知・徳・体をバランスよくはぐくむ教育の創造に努めます。

また、アジア太平洋農村研修村や鹿屋体育大学等を有し、多くの留学生や外国人と交流する機会も多いという地域の特性を生かし、児童・生徒の英語力の向上及び国際感覚の育成に重点的に取り組みます。

(2) 創造性と豊かな心をはぐくむ人づくり

自ら学ぶ意欲と社会変化に主体的に対応できる、たくましく生きる人づくりが求められている中、子どもから高齢者まで、すべての市民が生涯にわたり継続して学習できる質の高い環境の提供に努め、心豊かな人間性を培う教育を推進します。

特に、学校教育に関しては、人口減少、少子化に伴う小規模校と大規模校の混在や複式学級の存在などの問題を見据えた学校教育環境の向上を図るとともに、地域、学校、家庭が一体となって、地域の教育力を生かして、子どもたちの個性を尊重しながら、豊かな人間性と生きる力をはぐくむ教育を進めます。

社会教育の面では、生涯各期にわたる幼児教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育を促進します。また、教育の原点である家庭教育においては、自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援を進めます。

文化振興の面では、地域の文化遺産、伝統芸能等の継承、文化活動の促進、文化財の保存・活用を進めます。

スポーツ振興の面では、スポーツ活動の推進、環境づくり、スポーツを通じた交流を促進します。



第4章 今後5年間に取り組むべき施策(基本計画)

本市教育の取組における基本的な考え方を踏まえ、基本目標などの実現のために、今後5年間に取り組む9つの施策の方向性に基づき、以下の具体的な施策を展開して参ります。

1 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 生徒指導の充実
- (3) 人権教育の充実
- (4) 体験活動の充実
- (5) 読書活動の推進
- (6) 食育の推進
- (7) 健康教育の充実
- (8) 体力・運動能力の向上

2 次代を生きぬく学力や資質をはぐくむ教育の推進

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 国際理解教育の推進
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 情報教育の推進
- (5) 環境教育の推進
- (6) キャリア教育の推進
- (7) 郷土教育の推進
- (8) 幼児教育の充実

3 信頼される学校づくりの推進

- (1) 学校経営の充実
- (2) 教職員の資質向上
- (3) 開かれた学校づくり
- (4) 安全・安心な学校づくり
- (5) 市立高等学校の活性化

4 安全・安心な教育環境と教育活動の充実を目指した教育改革の推進

- (1) 学校規模適正化(学校再編)の推進
- (2) 学校施設耐震化の推進
- (3) 学校給食制度改革の推進

5 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

- (1) 学習環境の整備
- (2) 学習機会の充実
- (3) 学習推進体制の充実

6 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実

- (1) 成人教育の充実
- (2) 青少年健全育成への支援
- (3) 家庭教育の充実

7 人権を尊重する平和な社会の実現

- (1) 人権教育と啓発の推進

8 文化の香り高い心豊かなまちを目指した市民文化の振興

- (1) 文化芸術活動の促進と環境づくり
- (2) 文化財の保存・活用・継承

9 生涯スポーツ社会の実現

- (1) スポーツ活動の推進
- (2) スポーツ施設の整備・充実
- (3) スポーツ交流の推進

鹿屋市教育振興基本計画施策体系図

(基本理念)

(基本目標)

(施策の方向性)

(施策)

21世紀を生きぬく子どもたちに生きる力をはぐくむ

知・徳・体を調和的にはぐくむ教育の創造

創造性と豊かな心をはぐくむ人づくり

豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

道徳教育の充実
生徒指導の充実
人権教育の充実
体験活動の充実
読書活動の推進
食育の推進
健康教育の充実
体力・運動能力の向上

次代を生きぬく学力や資質をはぐくむ教育の推進

確かな学力の向上
国際理解教育の推進
特別支援教育の推進
情報教育の推進
環境教育の推進
キャリア教育の推進
郷土教育の推進
幼児教育の充実

信頼される学校づくりの推進

学校経営の充実
教職員の資質向上
開かれた学校づくり
安全・安心な学校づくり
市立高等学校の活性化

安全・安心な教育環境と教育活動の充実を目指した教育改革の推進

学校規模適正化(学校再編)の推進
学校施設耐震化の推進
学校給食制度改革の推進

心豊かな人間性を培う生涯学習の推進

学習環境の整備
学習機会の充実
学習推進体制の充実

心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実

成人教育の充実
青少年健全育成への支援
家庭教育の充実

人権を尊重する平和な社会の実現

人権教育と啓発の推進

文化の香り高い心豊かなまちを目指した市民文化の振興

文化芸術活動の促進と環境づくり
文化財の保存・活用・継承

生涯スポーツ社会の実現

スポーツ活動の推進
スポーツ施設の整備・充実
スポーツ交流の推進